

SYENSQO

日本：課税の概要ESPP

以下の備考は、2024年7月時点のESPPに基づき購入した購入株式、マッチング株式アワード、および無償株式アワードに当てはまるもので、当該従業員が日本の税務上の居住者であり、かつ、購入株式の購入時、マッチング株式アワード/無償株式アワードの付与時から、マッチング株式アワード/無償株式アワードの権利確定時または株式の売却時に至る全期間において、日本の居住者であることを前提としています。

この情報は一般的なガイダンスとしてのみ提供されるものであり、実際の課税事情は個々の状況によって異なります。ご自身の課税義務について疑問がある場合は、専門家のアドバイスを受けてください。

従業員

1. 購入株式を購入した際に税金はかかりますか？

いいえ。購入株式を購入した際に、所得税や社会保険料を支払う必要はありません。

2. マッチング株式アワードまたは無償株式アワードが付与された際に税金はかかりますか？

いいえ。マッチング株式アワードまたは無償株式アワードが付与された際に、所得税や社会保険料を支払う必要はありません。

3. マッチング株式アワードまたは無償株式アワードの権利確定時は、課税されますか？

はい。マッチング株式アワードまたはフリー株式アワードの権利確定時に受け取る株式の時価に対する累進税率で最大55.945%の所得税（社会保険料は含まない）を支払う必要があります。雇用主は所得税を源泉徴収しません。

4. 株式を売却した場合は、課税されますか？

株式を売却した際の売却代金が、株式を受け取った日の時価を上回る場合は、（i）マッチング株式アワードと無償株式アワードの権利確定時ならびに（ii）購入株式の購入時における株式の時価と、株式の売却代金との差額に対して、キャピタルゲイン税を支払う必要があります。

キャピタルゲインには20.315%の税金が課されます。

雇用主はキャピタルゲイン税を源泉徴収しません。そのため、ご自身の責任でキャピタルゲイン税を支払い、日本の税務当局に報告する必要があります。

5. 配当金を受け取る際は課税されますか？

配当金は購入株式に対して支払われるもので、支払われた時点で所得税の課税対象となります。

2024/2025年度における配当金については、累進税率で最大55.945%（地方税を含む）の所得税が課されます。ただし、申告分離課税で配当金の確定申告を行う場合の所得税の税率は、20.315%（地方税を含む）となります。

（i）給与収入が2,000万円（約€119,048）以下の場合、ならびに（ii）給与所得と退職所得を除いた合計所得金額が20万円（約€1,190）以下の場合は、配当金に所得税は課されません。

雇用主は配当金に対する税金を源泉徴収しません。そのため、ご自身の責任で日本の税務当局に税金を支払い、報告する必要があります。

配当金に関してベルギーで源泉徴収される税金がある場合でも、ベルギーと租税条約を結んでいる国では、二重課税を避けるために課税控除または税額控除を受けられる場合があります。課税控除または税額控除は税務当局に申請する必要があります。